一般社団法人全国銀行協会

国際会計基準審議会公開草案「全般的な表示及び開示」に対する意見

全国銀行協会¹として、貴審議会(IASB)が公表した公開草案「全般的な表示及び開示」(以下「ED」という。)に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。

我々は、利害関係者からの要望に対応し、財務諸表における情報の伝達方法の改善を検討するIASBの取組みを歓迎するとともに、EDにおける提案の多くに賛成する。しかし、業種の特性を踏まえた表示および開示を行うことが財務諸表情報の利用価値を向上させることになる等との観点から、EDにおける個別の質問事項に対して、全国銀行協会として以下のとおり意見を述べる。

個別の質問事項への回答

質問1 — 営業損益

本公開草案の第60項(a)は、すべての企業が純損益計算書において営業損益 についての小計を表示することを提案している。

結論の根拠のBC53項は、当審議会のこの提案の理由を記述している。

提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的アプローチを提案するか、その理由は何か。

質問2 — 営業区分

本公開草案の第46項は、企業が他の区分(投資区分や財務区分など)に分類されないすべての収益及び費用を営業区分に分類することを提案している。

結論の根拠の BC54 項から BC57 項は、当審議会のこの提案の理由を記述している。

提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的アプローチを提案するか、その理由は何か。

すべての企業が純損益計算書において営業損益についての小計を表示するこ

¹ 全国銀行協会は、日本国内で活動する銀行および銀行持株会社を会員とする組織であり、日本の銀行界を代表する団体である。

とに対しては、総論として賛成である。

しかし、営業損益を単なる残余として特定するというアプローチに対しては、 反対である。営業損益は、企業の将来の収益力を推定するのに最も重要な利益で あり、それを残余として特定することにより、その情報価値が低下しまうと考え られるためである。

代替的アプローチとして、業態が異なるすべての企業の損益について一律に 投資、財務等を控除するだけでなく、IASB から営業損益の基本的な位置づけと 最低限のガイダンスを示しつつ、企業に算定基礎を開示させる方が有用性は高 いと考える。

質問5 — 投資区分

本公開草案の第47項から第48項は、リターンを個別にかつ企業が保有している他の資源とおおむね独立して生み出す資産から生じる収益及び費用(関連する増分費用を含む。)を投資区分に分類することを提案している。ただし、当該資産が、企業が主要な事業活動の仮定で行った投資である場合は除く。

結論の根拠のBC48項からBC52項は、当審議会のこの提案の理由を記述している。

提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的アプローチを提案するか、その理由は何か。

企業が事業投資の一環として保有している株式からのリターン(配当金)は、 投資区分の要件を必ずしも満たさず、営業区分に分類されることもあり得ることを明確化することを要望する。

企業が、取引関係の維持・深耕、資本・業務提携、再生支援などの目的を含め、自社の企業価値の向上に繋がると判断し、事業戦略上保有している株式には、他の資源と組み合わせてリターンを生み出すことを想定しているものがある。このような条件を満たす株式から得られるリターンは、ED第47項の「個別にかつ企業が保有している他の資源とはおおむね独立して生み出される投資からのリターン」という投資区分の要件を必ずしも満たさず、むしろ、ED第48項において、「投資区分ではなく、営業区分に分類する」とされている「当該企業の主要な事業活動の過程で生み出される」収益であると考えられる。

特に金融機関においては、顧客取引の採算に関して有価証券等による投資と 融資からの採算を一体で総合管理する実務があることを踏まえても、営業区分 への分類がより適切と考える。

質問7 — 不可分の及び不可分でない関連会社及び共同支配企業

(a) 提案している IFRS 第 12 号の新設の第 20A 項から第 20D 項は、「不可分

の関連会社及び共同支配企業」及び「不可分でない関連会社及び共同支配企業」を定義し、企業にそれらを識別するよう要求することになる。

- (b) 本公開草案の第60項(b)は、純損益計算書において、営業損益並びに不可分の関連会社及び共同支配企業から生じる収益及び費用についての小計を表示することを企業に要求することを提案している。
- (c) 本公開草案の第53項、第75項(a)及び第82項(g)から第82項(h)、提案しているIAS第7号の新設の第38A項並びに提案しているIFRS第12号の新設の第20E項は、不可分の関連会社及び共同支配企業に関する情報を、不可分でない関連会社及び共同支配企業と区分して提供することを企業に要求することになる。

結論の根拠のBC77 項からBC89 項及びBC205 項からBC213 項は、当審議会のこれらの提案の理由を記述し、当審議会が検討したが棄却したアプローチについて論じている。

提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような 代替的アプローチを提案するか、その理由は何か。

企業の事業戦略の一環として投資された関連会社および共同支配企業が行う 事業は、当該企業の主要な事業活動と不可分である旨を明確化することを要望 する。

我々は、現在提案されている分類基準の例示には相当程度の曖昧さが残っていることを懸念している。例えば、持分法で会計処理する関連会社および共同支配企業が企業の主要な事業活動と不可分であることを示すとされる「企業と関連会社または共同支配企業との間の重大な相互依存」として、IFRS 第12号の新設の第20D項において例示されている「名称またはブランドの共有」や「重大な事業上の支障なしに入れ替えることが困難」といった基準で「重大な相互依存」を評価した場合、ほとんどすべての関連会社および共同支配企業が「不可分でない」と解される。反対に、「統合された事業分野を有している」の捉え方によっては、ほとんどすべてが「不可分」とも解される可能性がある。

そもそも企業が、関連会社および共同支配企業へ出資を行い、(持分法を適用する基準である)「重要な影響力」を行使することは、多くの場合において、当該企業の事業戦略に則り実施されるものである。したがって、企業の事業戦略の一環として関連会社および共同支配企業に投資する場合には、当該企業の主要な事業活動と不可分と整理できるようにすべきである。

質問9 — 営業費用の分析

本公開草案の第68項及びB45項は、企業が営業費用を費用性質法と費用機能 法のいずれの分析方法を使用して表示すべきかを決定するのに役立てるため の要求事項及び適用指針を提案している。本公開草案の第72項は、純損益計算書において費用機能法を使用した営業費用の分析を提供する企業に対し、費用性質法を使用した分析を注記において提供するよう要求することを提案している。

結論の根拠のBC109項からBC114項は、当審議会の提案の理由を記述している。

提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的アプローチを提案するか、その理由は何か。

ED の第72項では、営業区分に分類した費用について費用機能法を用いて表示する企業には、単一の注記において費用性質法を用いた営業費用合計の分析の開示を求めているが、金融機関については、以下に述べるその収益構造の特殊性等を踏まえ、単一の注記で営業費用合計の分析を開示することに代えて、それぞれの表示科目で性質別に開示する取扱いも許容していただきたい。

金融機関の財務諸表には、「トレーディング収益純額」や「純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る純利益」等、収益および費用の純額科目があるが、同科目を商品別、または投融資件別等どの基準で総額にしたとしても、経営実態を適切に示さない可能性があり、情報価値が低い。それにもかかわらず、これらの時価変動損益を収益および費用の総額にすることは煩雑かつ実務上の負担が大きく、上記情報から得られる価値は金融機関に対して課される追加的な実務コストに見合わない。

加えて、資金調達費用である支払利息は、一般事業法人における売上原価に対応するものであり、他の費用と合算して開示しても情報の有用性は高くないと考えられる。

したがって、費用性質法を用いた営業費用合計の分析の開示にかかる実務コストとそれによって得られる情報価値が見合わない場合においては前述の特例を設けていただきたい。なお、この提案は、結論の根拠のBC112にあるとおり、IASBが「財務諸表利用者に企業の機能別の科目をより適切に予測することに役立つ情報を提供する」として、当初導入を検討していたアプローチを実現するものであると考える。

質問 11 — 経営者業績指標

- (a) 本公開草案の第103項は、「経営者業績指標」の定義を提案している。
- (b) 本公開草案の第106項は、単一の注記において経営者業績指標に関する情報を開示するよう企業に要求することを提案している。
- (c) 本公開草案の第106項(a)から第106項(d)は、経営者業績指標に関してどのような情報を企業が開示することを要求されるのかを提案している。

結論の根拠のBC145項からBC180項は、当審議会の提案の理由を記述し、当審議会が検討したが棄却したアプローチについて論じている。

当審議会が定義している経営者業績指標に関する情報を財務諸表に含めるべきであることに同意するか。賛成又は反対の理由は何か。

経営者業績指標についての開示要求の提案に同意するか。賛成又は反対の理由は何か。反対の場合、どのような代替的な開示を提案するか、その理由は何か。

ED 第 103 項で定められる経営者業績指標(以下「MPMs」という。)の定義が明確ではなく、解釈によっては、財務会計とは直接リンクしていない管理会計の指標や IFRS 以外の GAAP にもとづく利益指標等の様々な指標が MPMs に該当し、開示対象となる懸念がある。したがって、MPMs の対象となる指標は、IFRS にもとづいた計数を起点とする利益指標であると明確化することを提案する。

ED において MPMs を定義する目的は、IFRS 採用企業が財務諸表外で利用する IFRS を起点とする利益指標について、IFRS の計数との誤解を投資家に与えないよう、投資家からの信頼性や透明性を担保することであると理解している。しかし、MPMs の対象に IFRS にもとづいた計数を起点とする利益指標以外の指標を含めることは、本来対処すべき問題である、経営者の定義した業績指標の計算方法における透明性の不足 (BC147 項 (a)) および MPMs を IFRS 基準が定めている関連する指標と調整しようとする利用者に困難を生じさせていること (BC147 項 (c)) に対して、解決をもたらさないばかりか、逆に誤解を助長する可能性もある。

加えて、財務諸表外で IFRS とは関係なくコミュニケーションに使用するものまで財務諸表への注記および IFRS 基準への準拠を求めることは、会計基準がルールとして定めるべき範囲を逸脱するとともに、結論の根拠の BC148 項 (c) でも述べられているとおり、監査可能性の観点でも懸念がある。

したがって、MPMs の対象は IFRS にもとづいた計数を起点とする利益指標であることを明確化し、それ以外の指標(管理会計の計数や IFRS 以外の GAAP を起点とした指標等)については、MPMs の適用範囲の対象外とすること、または任意の開示事項とすることを認めていただきたい。

質問 14 ― その他のコメント

影響の分析(結論の根拠のBC232 項からBC312 項、付録を含む。)及び本公 開草案に付属する設例を含めて、本公開草案における提案について他に何か コメントはあるか。

まず、EDは、業種の特殊性等に鑑み、顧客にファイナンスを提供する企業に

対して、財務活動や現金同等物からの収益および費用を営業区分とするオプションを認め、純損益計算書の開示例を示すなど、金融業を IFRS 基準で初めて定義している。これは、業種の特殊性を IFRS 基準に反映し、より適切な開示を促進する試みの第一歩として歓迎できる。

こうした流れをさらに推し進め、同じく業種の特殊性という観点から、顧客にファイナンスを提供する企業に対しては、基本財務諸表の範囲としてキャッシュ・フロー計算書を除外する選択肢を認めることを検討いただきたい。

銀行をはじめ、顧客にファイナンスを提供する企業において、現金同等物やキャッシュ・フロー計算書の開示によって開示される情報は、一般事業会社のそれとは意味が異なる。そのため、例えば、以下の点でその有用性に疑義がある²。

- (i) キャッシュ・フロー計算書の開示によって開示される情報は、金融機関の資金管理、流動性管理の実態とは乖離している。また、金融機関の資金管理、流動性管理等については、IFRS 第7号にもとづくリスクの開示、バーゼル規制等のグローバルな規制上の開示で投資家等のニーズは満たしていると考えられる。
- (ii) 金融機関の財務諸表に長短の分類がなく、それを補う基本的な考え方が IFRS 基準に示されていないなか、現行のキャッシュ・フロー計算書作成の 実務では、例えば、以下の分類は企業の判断に依存している。
 - ・ 有価証券に関するキャッシュ・フローについて、トレーディング取引 に関するものは営業活動に、FVPL・FVOCI に関するものは投資活動に 分類すること
 - ・ 借入調達に関するキャッシュ・フローについて、劣後借入のみを財務 活動に分類すること 等

このような事情から、一般事業会社との間のみならず、銀行間でさえ比較可能性に乏しく、情報の有用性には疑義がある。

上記を踏まえれば、金融機関のキャッシュ・フローは、IFRS が概念フレームワーク(以下「CF」という。)で掲げている目的(CF1.2: 利用者にとって、企業への資源提供に関する意思決定の際に役立つ財務情報を提供すること)、求められる質的特性(CF2.6: 目的適合性, CF2.23: 比較可能性等)およびコスト面の制約(CF2.39: 提供する情報の価値が情報提供のコストを正当化すること等)

6

² より詳細な議論については、以下の学術論文を参照されたい。Ásgeir Brynjar Torfason (2014), Cash flow accounting in banks – a study of practice, Gothenburg University Sweden. 銀行のキャッシュ・フロー計算書がほとんど利用されていない理由については、特に同論文の第6章(過去のパブリックコメントにおける、銀行がキャッシュ・フロー計算書を作成する意義に関するコメントの整理)および第8章(銀行員に対するインタビュー)をご覧いただきたい。

を必ずしも満たしているとは言えず、したがって、顧客にファイナンスを提供する企業については、基本財務諸表からキャッシュ・フロー計算書を除くという選択肢を認めていただきたい。

また、上記提案が受け入れられれば、特にキャッシュ・フロー計算書の作成は、 金融機関にとって負担が大きいことから、今後、自国の会計基準に代えて IFRS の任意適用が許容されている法域の金融機関において IFRS の採用が拡大するこ とにも寄与するものと考えられる。

以 上